

外国株券等に関する手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 86 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p>			<p>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 86 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p>		
( 1 ) 外国株券			( 1 ) 外国株券		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
( 略 )			( 略 )		
振替手数料	( 略 )	1 件につき <u>180 円</u>	振替手数料	( 略 )	1 件につき <u>200 円</u>
( 略 )			( 略 )		
( 注 ) ( 略 )			( 注 ) ( 略 )		
( 2 ) ( 略 )			( 2 ) ( 略 )		
( 3 ) 外国投資信託受益証券			( 3 ) 外国投資信託受益証券		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
( 略 )			( 略 )		
振替手数料	( 略 )	1 件につき <u>180 円</u>	振替手数料	( 略 )	1 件につき <u>200 円</u>
( 略 )			( 略 )		
( 注 ) ( 略 )			( 注 ) ( 略 )		
( 4 )・( 5 ) ( 略 )			( 4 )・( 5 ) ( 略 )		
<p>附 則</p> <p>この改正規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>					